

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	警察庁
ご意見をいただく事項	第 2 - 1 - ( 2 ) - 行政訴訟の管轄裁判所の拡大について	
<p><b>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</b></p> <p>都道府県警察が行う処分については、その処分の相手方が他の都道府県に居住する者に対して行われることは多々想定されるが、行政訴訟の管轄裁判所を拡大した場合、全国的な拠点を有しない都道府県警察にとって、行政訴訟への対応が加重的な負担となりかねない。特に、執行停止への対応等につき迅速性を要求される場合には、国民の生命・身体の保護、公共の安全と秩序の維持という警察の任務の遂行に多大なる影響を及ぼしかねない。</p> <p>例えば、集団行進又は集団示威運動（以下「集団行動」という。）を行おうとする者は、道路交通法（以下「道交法」という。）第 7 7 条に規定する警察署長の許可のほか、いわゆる公安条例が制定されている地域においては、併せて当該条例に基づく都道府県公安委員会の許可を受ける必要があり、集団行動を行う日時が 2 4 時間ないし 7 2 時間前までにそれぞれの公安委員会に対して許可申請あるいは届出を行うこととされている。</p> <p>当該許可申請を受けた警察署長ないし都道府県公安委員会は、現に交通の妨害となるおそれがあると認められるとき（道交法）や公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合（東京都公安条例の場合）等を除き許可することとされている。一方、当該要件を満たさない申請については、不許可処分あるいは条件付き許可処分を行うことができ、この場合には、申請者から、不許可あるいは条件の取り消しを求める取消訴訟の提起及び執行停止の申し立てがなされることがある。</p> <p>執行停止については、公益に及ぼす影響が重大で、裁判の適正をより一層確保する必要があることから、裁判所は、当事者である行政庁から執行停止に関する意見をきかなければならないこととされており（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）第 2 5 条第 5 項）行政庁としては極めて短時間（通常 4 ～ 5 時間）のうちに意見書を裁判所に提出するなど迅速な対応が求められる。</p> <p>現行では、行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する（行訴法第 1 2 条第 1 項）とされているが、仮に、行政訴訟の土地管轄が拡大された場合には、行政庁の所在地と異なる遠隔の場所において執行停止の申し立てがなされることも予想され、都道府県単位でこのような申し立てに対応することは非常に困難である。</p> <p>以上のとおり、仮に行政訴訟の管轄裁判所を拡大することとなれば、警備対策や交通対策の適正な実施に支障を来す可能性が高く、公共の安全と秩序の維持、円滑な道路交通の確保が著しく困難となるなど、公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p>		

### **上記 との関係で検討を要すると思われる事項**

国の場合と異なり、全国的な拠点を有していない地方公共団体を被告とする訴訟については、土地管轄を拡大すべきではないと考えられ、この点について十分な検討が必要である。

特に、 で例にあげた道交法及び公安条例の許可に関する処分に係る取消訴訟及び執行停止の申立てのように、時間的制約という特殊性を有しているものについては、土地管轄の拡大の対象とすべきではない。

ご意見をいただく事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省庁名等</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">警察庁</td> </tr> </table>	省庁名等	警察庁
省庁名等	警察庁		
<b>第2-2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備</b>			
<p><b>各府省等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</b></p> <p>警察行政における処分については、警察が犯罪捜査、協力者からの情報入手、各種内偵活動等の様々な警察活動を通じて入手した情報、資料に基づいて行われるものがあり、裁判の過程でこれらの内容が明らかになった場合、第三者の生命・身体に危害が及んだり、今後の警察活動に支障をきたす場合がある。</p> <p>例えば、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）の指定処分（第3条、第4条） 暴対法の中止命令（第11条等） 再発防止命令（第12条等） 事務所使用制限命令（第15条）は、犯罪の捜査、情報協力者からの情報・資料の入手、視察内偵活動等のあらゆる警察活動を通じて入手した情報、資料に基づいて、処分の可否を総合的に判断している。これらの情報、資料のすべてを裁判で明らかにすることとすれば、警察に協力して情報を提供した者を暴力団からの報復の危険にさらし、また、警察による内密の暴力団情報の収集・分析活動を暴力団側に明白にしてしまう危険が避けられず、今後の警察活動に大きな支障が生じるおそれがある。</p> <p><b>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</b></p> <p>上記のような処分に関する情報、資料については、国民の生命・身体の保護、公共安全と秩序の維持の観点から、行政訴訟において裁判所が一律に記録の提出を義務付ける制度の適用対象外とされたい。</p> <p>仮に、記録の提出等の対象となるとしても、国民の生命・身体の保護、公共安全と秩序の維持という警察活動に大きな支障が生じないように、一定の除外事由を設ける必要がある。また、除外事由に該当するかどうかは、処分権者たる警察機関が今後の警察活動に対する支障の有無を専門的な観点から責任を持って判断すべきものであり、記録の提出の可否を行政庁において判断することとされたい。</p>			

		省庁名等	警察庁
ご意見をいただく事項	第2-3-(ア) 本案判決前における仮の救済の制度の整備 (執行停止の要件の緩和等)		
<p><b>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</b></p> <p>警察機関の行う行政処分の中には、国民の生命・身体の保護、公共の安全の確保と秩序の維持のためのものがあり、執行停止の要件が緩和されることにより、国民の生命・身体の保護、公共の安全の確保と秩序の維持に支障を来すこととなるおそれがある。</p> <p>例えば、暴対法の暴力的要求行為や加入強要・脱退妨害に関する中止命令、再発防止命令、事務所使用制限命令については、執行停止の要件が緩和されて安易に執行停止されたり、「一定の期間経過後に処分の執行力が発生する制度」や「暫定的な執行停止制度」が導入されると、都道府県公安委員会による行政命令が発出されても、みかじめ料等の暴力的要求行為や加入強要・脱退妨害行為は継続され、対立抗争時における暴力団組事務所に対する襲撃は野放しになる。このため、暴力団員による不当な要求の被害を受けており、又は暴力団の対立抗争による危険にさらされている市民を行政命令によって迅速かつ機動的に救済しようとする暴対法の立法目的がその根本から覆されることとなる。暴対法の指定処分についても、これらの命令が指定暴力団として指定された者に対してのみ発出することができる制度となっていることから、同様の弊害が生じることとなる。</p> <p>また、行政事件訴訟法第25条第2項本文に規定する執行停止の積極的要件（本案訴訟が係属していること、回復困難な損害が生ずること、緊急の必要性があること）が緩和されれば、道交法及び公安条例に基づく許可に関する処分に係る執行停止の申立ての大部分が、当然にこの要件を満たすことになるものと思われる。</p> <p>この場合、同条第3項に規定する消極的要件（公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること、本案について理由がないとみえること）が現行基準のまま維持されたとしても、結果として、執行停止の申し立てが極めて認められやすくなることは明らかであり、仮に、現行より要件が緩和されることとなれば、事実上、執行停止の申立てがほぼ無条件に認められる結果となりかねず、警備対策や交通対策の適正な実施に支障を来し、公共の安全と秩序の維持、円滑な道路交通の確保が著しく困難となるなど、公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>また、道交法及び公安条例に基づく許可処分は、申請から集団行動が実施されるまでの時間が極めて切迫していることから、「一定期間経過後に処分の執行力が発生するとの制度」や、「暫定的な執行停止制度」が導入されることとなれば、公安委員会が付した条件が実質的に意味をなさないこととなる。</p> <p><b>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</b></p> <p>執行停止は、その決定に当たり、あらかじめ行政庁の意見をきかなければならないとされていることなど、公益に及ぼす影響が重大であり、上記 の問題点を踏まえれば、</p>			

行訴法第25条第2項本文の要件の緩和については、極めて慎重な検討が必要である。

また、前述の「一定期間経過後に処分の執行力が発生するとの制度」や、「暫定的な執行停止制度」は、上記の例にあげたような処分にはおよそなじまないものであるから、仮にこれらの制度の導入を検討するとしても、上記の例にあげたような処分については、当然にこれらの制度の対象外とすべきものとする。

ご意見をいただく事項	第2 - 3 - (イ) 本案判決前における仮の救済の制度の整備 (執行停止決定に対する不服申立ての在り方)	省庁名等	警察庁
<p><b>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</b></p> <p>裁判所の執行停止決定に対しては、行訴法第25条第6項により即時抗告することができるとされている。しかし、実際のところ、道交法及び公安条例に基づく不許可処分あるいは条件付き許可処分に係る執行停止決定に関しては、当該決定から集団行動が実施されるまでの時間が極めて切迫しているため、即時抗告を行う時間的余裕がない場合や、即時抗告したものの、それに対する高裁の決定がなされないまま時間切れとなる場合がある。内閣総理大臣の異議の制度は、このような場合に、公共の安全と秩序を維持するための最後の砦として極めて重要な役割を果たしているものである。</p> <p>したがって、仮にこの制度が廃止されることとなれば、行政庁としては、公共の安全と秩序の維持のための最終的かつ極めて重要な手段を実質的に失うに等しく、その結果、警備対策や交通対策の適正な実施に支障を来し、公共の安全と秩序の維持、円滑な道路交通の確保が著しく困難となるなど、公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p><b>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</b></p> <p>内閣総理大臣による異議は、これまで、警備実施に関し、昭和42年から昭和46年までの間に計9回の陳述がなされている。昭和46年以降は、実際に異議陳述がなされたことはないが、陳述までには至らない場合であっても、許可申請のなされた集団行動の規模、態様、目的、日時、場所、経路、交通事情等を詳細に検討し、最悪の事態に備えて事前の準備を行った事案はかなりの件数に上るのが実態である。</p> <p>これらの事案は、最終的に申請内容が変更されたり、執行停止の申立てが却下されたことなどから異議陳述をするまでには至らなかったものであるが、現在においても異議の制度が公共の安全と秩序を維持する上で極めて重要な機能を果たしていることは明らかである。</p> <p>したがって、本制度は、現行のまま維持されることが望ましく、本制度の見直しについては、極めて慎重な議論が必要である。また、仮に、本制度を見直す場合であっても、以上の趣旨を踏まえれば、その廃止を結論とすべきではなく、例えば、現行の異議を申し立てることができる要件を更に限定して「公共の福祉に著しく重大な影響を及ぼすおそれがある」場合とする、あるいは、異議陳述の場面に執行停止に関する決定がなされた以降に限定することにより、裁判所の判断をより尊重した取扱いがなされるよう配慮するなどの観点からの見直しを検討すべきと考える。</p>			

	<b>省庁名等</b>	<b>警察庁</b>
<b>ご意見をいただく事項</b>	<b>第2-6-(1) 原告適格の拡大</b>	
<p><b>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</b></p> <p>現行の行政訴訟法においては、以下の理由で暴対法を根拠に指定された指定暴力団の個々の構成員は、指定の取消しを求める原告適格を有しない。</p> <p>暴対法の禁止行為を犯した場合に当該行為を行ったことについて公安委員会の命令を受けることとなる義務が生ずるに過ぎないところ、暴対法で禁止された反社会的行為を行う自由が法律上保護された利益であるとは考えられないこと</p> <p>指定処分については、その暴力団が指定取り消しを求める原告適格を有していることから、個々の構成員が指定処分自体を争えないことをもって国民の権利の保護に欠けるということとはできないこと</p> <p>今後、個々の構成員が「指定処分により現実の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者」に含まれることとなり、指定処分の取消しを求める原告適格を有することとなれば、反社会的勢力による濫訴は避けられない。</p> <p><b>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</b></p> <p>上記1のとおり、暴対法を根拠とする指定処分に対して、個々の構成員が指定処分の取消しを争うことができるとする改正は適当ではない。</p>		

ご意見をいただく事項	第 2 - 8 - (3) 不服審査前置による規制の緩和	省庁名等	警察庁
<p><b>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</b></p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の犯罪被害者給付金の支給裁定の取消訴訟について審査請求を前置することとしたのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県公安委員会の行う裁定は裁量的要素が多く、その判断を行政部門自らが確保し得ることとしておくことが合理的であること</li> <li>・このような裁定の性質上、直ちに裁定の取消しの訴えを認めても必ずしも争訟の迅速な解決を図れるものではなく、統一的で適正な運営に責任を負っている国家公安委員会（裁決庁）の判断にかからしめる方が争訟の迅速な解決の要請に応えることができること</li> </ul> <p>を考慮したためである。</p> <p>また、暴対法の指定の取消訴訟について審査請求を前置することとしたのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団の指定については、全国的な見地から公正性、統一性が確保されるよう、社会、政治、宗教等の団体及びその活動に関する専門知識等を有する審査専門委員の意見に基づいて国家公安委員会が要件に該当するかどうかの確認を行うこととしているため、その争いについても、まず、国家公安委員会が裁決を行うべきであること</li> <li>・公開の聴聞や審査専門員の意見に基づく国家公安委員会の確認という厳格な事前手続を経て行われた指定については、全国的な公正性、統一性の確保に責任を有し、専門技術的な判断に優れている行政庁の判断を経るべきであること</li> </ul> <p>を考慮したためである。</p> <p>これらの審査請求前置の規定が置かれた趣旨を踏まえれば、裁決を経ずに取消訴訟を訴えることを可能としたとしても、裁判所の判断が適切になされず、またかえって裁判が長期化するおそれがある。</p> <p><b>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</b></p> <p>上記の制度については、現行のとおり不服審査前置を維持したとしても、処分の相手方に不利益を生じさせるものではない。</p>			